

○ 農業水利施設保全合理化事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第1932号農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第2 事業の内容</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 調査・調整事業の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>農地所有適格法人</u>等の持続的な農業経営の確立に関する活動</p> <p>(7) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第10 定義</p> <p>本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ、次に定めるところによる。</p> <p>1 <u>農地所有適格法人</u>等 <u>農地所有適格法人</u>（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する<u>農地所有適格法人</u>をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人並びに3の(1)のウに定める農業水利施設等整備事業の完了までに<u>農地所有適格法人</u>又は特定農業法人となると見込まれる者をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。</p> <p>(1) 農業者(<u>農地所有適格法人</u>を含む。)の場合</p> <p>認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であること又は次に</p>	<p>第2 事業の内容</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 調査・調整事業の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>農業生産法人</u>等の持続的な農業経営の確立に関する活動</p> <p>(7) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第10 定義</p> <p>本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ、次に定めるところによる。</p> <p>1 <u>農業生産法人</u>等 <u>農業生産法人</u>（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する<u>農業生産法人</u>をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人並びに3の(1)のウに定める農業水利施設等整備事業の完了までに<u>農業生産法人</u>又は特定農業法人となると見込まれる者をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。</p> <p>(1) 農業者(<u>農業生産法人</u>を含む。)の場合</p> <p>認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であること又は次に掲</p>

掲げる全ての要件を備えていること。

ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること)。

イ (略)

ウ 農業水利施設等整備事業の完了時における経営等農用地の面積(農地所有適格法人にあっては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積)が、おおむね3.5ヘクタール(露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあっては作物ごとに市町村長が都道府県知事と協議して定める面積)を超えていること。

(以下略)

エ (略)

(2) (略)

(3) 集落営農の場合

特定農業団体(農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。以下同じ。)又は次に掲げる全ての要件を満たす組織(以下「特定農業団体等」という。)であることが确实と見込まれること。

ア (略)

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農地所有適格法人となることに関する計画であって、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が确实と見込まれること。

(ア) 農地所有適格法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日(以下「計画策定日」という。)から起算して5年を経過する日

掲げる全ての要件を備えていること。

ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること)。

イ (略)

ウ 農業水利施設等整備事業の完了時における経営等農用地の面積(農業生産法人にあっては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積)が、おおむね3.5ヘクタール(露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあっては作物ごとに市町村長が都道府県知事と協議して定める面積)を超えていること。

(以下略)

エ (略)

(2) (略)

(3) 集落営農の場合

特定農業団体(農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。以下同じ。)又は次に掲げる全ての要件を満たす組織(以下「特定農業団体等」という。)であることが确实と見込まれること。

ア (略)

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業生産法人となることに関する計画であって、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が确实と見込まれること。

(ア) 農業生産法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日(以下「計画策定日」という。)から起算して5年を経過する日前で

前であること。

(イ) 当該団体が**農地所有適格法人**となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(ウ)・(エ) (略)

ウ～オ (略)

(4) 法人 (**農地所有適格法人**を除く。)の場合

整備計画の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5)・(6) (略)

4 (略)

あること。

(イ) 当該団体が**農業生産法人**となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(ウ)・(エ) (略)

ウ～オ (略)

(4) 法人 (**農業生産法人**を除く。)の場合

整備計画の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5)・(6) (略)

4 (略)

(別記様式第3号)

農用地利用集積促進用排水施設整備計画

1～4 (略)

5 担い手別農用地集積方法

権利等の種類	担い手区分										計	
	農業者		農地所有適格法人		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者	計			
	うち認定農業者	うち認定農業者	人数	面積 (ha)					人数	面積 (ha)		人数
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												

(別記様式第3号)

農用地利用集積促進用排水施設整備計画

1～4 (略)

5 担い手別農用地集積方法

権利等の種類	担い手区分										計	
	農業者		農業生産法人		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者	計			
	うち認定農業者	うち認定農業者	人数	面積 (ha)					人数	面積 (ha)		人数
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												

計																				
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

6・7 (略)

(別記様式第13号)

農業水利施設等整備事業達成状況報告書

- 1 (略)
- 2 事業達成状況
 - (1) (略)
 - (2) 担い手別農用地集積方法

権利等の種類	担い手区分																計			
	農業者		農地所有適格法人		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者		計										
	うち認定農業者	うち認定農業者	面積	面積				面積	面積	人数	面積	人数	面積							
	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)								
自己所有地																				
賃貸権設定																				
経営受託																				
基幹作業受託																				
計																				

(3) (略)

計																				
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

6・7 (略)

(別記様式第13号)

農業水利施設等整備事業達成状況報告書

- 1 (略)
- 2 事業達成状況
 - (1) (略)
 - (2) 担い手別農用地集積方法

権利等の種類	担い手区分																計			
	農業者		農業生産法人		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者		計										
	うち認定農業者	うち認定農業者	面積	面積				面積	面積	人数	面積	人数	面積							
	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)								
自己所有地																				
賃貸権設定																				
経営受託																				
基幹作業受託																				
計																				

(3) (略)